

港湾運送事業法施行規則の一部を改正する省令案に関する意見募集に寄せられたご意見等と国土交通省の考え方

※5の個人・団体からご意見等をいただきました。
 ※とりまとめの都合上内容を適宜要約しています。

パブリックコメントにおける主なご意見	国土交通省の考え方
本改正の対象となる港湾運送事業法施行規則の条項は何か。	港湾運送事業法施行規則第4条第1項及び第7項等となります。
<p>現在、許可を受けて事業を行っている港湾運送事業者の立場から、『港湾運送事業法（昭和26年法律第161号。以下「法」という。）第3条第1号に規定する一般港湾運送事業の許可を受けようとする者…』は矛盾があり、TOSの概要及び管理体制、サイバーセキュリティ対策を国交省が把握するのが目的であるならば別の方策を取るべきと考える。</p>	<p>本改正の施行の際、既にTOSを使用している一般港湾運送事業者については、施行の日から1年以内に、港湾運送事業法第17条第1項の規定による事業計画の変更の認可を申請しなければならないこととしております。このため、既存の一般港湾運送事業者においても事業計画にTOSの概要及び管理体制その他サイバーセキュリティの確保に関する事項を記載して変更の認可を申請いただくことが可能と考えております。</p>
<p>大手外航コンテナ船社の一部ではTOSを所有しており、港湾運送事業法施行規則の一部を改正する省令ではカバー出来ない。港湾運送事業者がTOSを所有していない場合、TOSの運用及び管理に関する契約を締結していることを証する書類を提出とあるが外航コンテナ船社にとっては自由経済社会の営業活動に踏み込まれる感を持つのではないか。</p>	<p>今般の改正は、TOSへのサイバー攻撃による港湾運送事業の途絶を防止するため、TOSを使用する一般港湾運送事業者において必要なサイバーセキュリティ対策を講ずることを目的としております。このため、事業計画においてTOSの概要及びサイバーセキュリティ対策に関する事項を定め、また、関連する書類の添付を求めることは、一般港湾運送事業の遂行にあたって不可欠と考えているところです。</p> <p>なお、TOSを使用する一般港湾運送事業者がTOSを所有していない場合、TOSの所有者の方との間で一般港湾運送事業の適正かつ確実な実施の確保に必要な措置を講ずるためのTOSの運用及び管理に関する契約を締結していただく必要がありますが、TOSの所有者の方にも改正の目的をご理解いただいた上でご協力いただけるよう務めてまいります。</p>
<p>経済安全保障の観点から今回の省令案になったのであれば1年の経過措置を設けるのは如何か。国交省地方運輸局が6大港のTOSを早急に調査し、改善点をTOS所有者に助言すべきでは。</p>	<p>昨年7月に発生した名古屋港における事案を踏まえ、全国のTOSのセキュリティ対策の審査を可及的速やかに実施する必要がある一方で、本省令の施行の際、既にTOSを使用している一般港湾運送事業者については事業計画の変更の認可の申請を行う必要が生じるところです。この点、事業計画の変更にあたっては、TOSのサイバーセキュリティ対策を講ずるとともに、TOSを所有していない場合にはTOSの所有者との契約関係の見直しを行うことが想定されます。このため、既存の一般港湾運送事業者においては、事業計画の変更の認可の申請に係る準備に一定程度の期間を要するものと考えられることから、本省令の施行の日（令和6年3月31日）から1年間の猶予を持たせることとしております。</p> <p>なお、コンテナターミナルにおけるサイバーセキュリティ対策については、有識者検討委員会（「コンテナターミナルにおける情報セキュリティ対策等検討委員会」）において特に留意すべき点を整理し、第2回検討委員会（令和5年9月29日）において緊急的に実施すべき対応策を取りまとめ、令和5年10月2日に全国の港湾運送事業者等に周知を行っています。</p>

<p>事業計画変更について、TOS関係書類を提出することに異論は無いが、事業計画変更の書類提出にあたっては、作成する申請及び添付する書類について事業者の負担が少なくなるよう配慮を願いたい。</p>	<p>港湾運送事業者に過度な負担とならないよう配慮いたします。</p>
<p>具体的に事業計画にどのような記載が必要となるのか、提出を要する添付書類について、早急に詳細をお示しいただきたい。求められるセキュリティ対策の程度により、現用システムや事業所内の機器・設備等を改修、更新する必要がある、その内容によっては1年以内に対応し、事業計画変更の認可申請を行うことが困難である可能性があるため、出来るだけ早期に詳細を提示いただきたい。</p>	<p>事業計画への記載事項、添付書類の詳細につきましては、今後、本省令の施行日（令和6年3月31日）までにお示しさせていただく予定です。</p>
<p>TOSそのもののセキュリティ対策だけでなく、接続する社内システムや、TOSを運用する事業所内のネットワーク設備などもサイバー攻撃等への対策の対象となってくると、かなり大掛かりな改修を要する。求められるセキュリティのレベルによっては、改修に相当期間を要する可能性があるため、どのレベルまでの対策を念頭としているのか、早期に明確化していただきたい。</p>	<p>事業計画への記載事項、添付書類の詳細につきましては、今後、本省令の施行日（令和6年3月31日）までにお示しさせていただく予定です。</p>
<p>コンテナターミナル全体でのセキュリティ対策には、港湾管理者である行政と、港湾運営者である港運事業者の責任範囲を明確化するとともに、警察等を含む行政および民間事業者間、専門機関との連絡体制等の構築が必要（専門機関についてはそもそもどのような機関を選定すべきかという問題もある）。こうした体制の構築や責任範囲の明確化については、国土交通省が主体となり各港の実情に合わせて検討部会等の場を設けて推進いただきたい。</p>	<p>ご意見として拝受いたします。 引き続き幅広い港湾関係者における情報セキュリティ対策が講じられるよう検討を進めてまいります。</p>
<p>どの程度のセキュリティ対策が求められるかにもよるが、TOSだけの改修においても相当額の費用が生じる。今回の省令改正の経緯、目的を考えると、民間事業者である港運事業者のみにこれら費用を負担させるのではなく、コンテナターミナル運営に関わる各主体が公平に費用負担すべき。行政機関を含めた費用負担、あるいは民間事業者への経費補助の仕組みを策定いただきたい。</p>	<p>ご意見として拝受いたします。</p>

<p>一般港湾運送事業の許可を受けようとするもので、TOSを使用する場合は、当該許可の申請に際して提出する事業計画において、TOSの概要及び管理体制、その他サイバーセキュリティ対策に関する事項を記載することが必要となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティ上全ての情報を開示できるものではなく、製品名やベンダー名は開示しない、あるいは、貴省（国交省）で厳密な情報統制をとる（守秘義務を港湾運送事業者宛てに提出）、などの手当てが必要。 ・今後の事業計画において、サイバーセキュリティ対策の具体的項目を要求となった場合、あまりにもハードルが高いものをいきなり設けられると対応が困難であるため、物理的な規制を課すのであれば、TOSベンターも含めた上で十分な説明、対応期間を設けていただきたい。 	<p>各事業者の情報についてしっかり管理することは当然ですが、特にサイバーセキュリティ対策という機微な情報に関しては厳格な情報管理を実施してまいります。</p> <p>なお、事業計画への記載事項、添付書類の詳細については、今後、本省令の施行日（令和6年3月31日）までにお示しさせていただく予定です。また、本省令の施行の際、既にTOSを使用している一般港湾運送事業者については、TOSのサイバーセキュリティ対策を講ずるとともに、TOSを所有していない場合にはTOSの所有者との契約関係の見直しを行う必要が生じるなど、事業計画の変更の認可の申請に係る準備に一定程度の期間を要するものと考えられることから、本省令の施行の日（令和6年3月31日）から1年間の猶予を持たせることとしております。</p>
<p>使用するTOSを所有していない場合には、「所有者との間において、事業の適正かつ確実な遂行の確保に必要な措置を講ずるためのTOSの運用及び管理に関する契約を締結していることを証する書類」の提出が必要となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・TOSの資産としての所有者は船会社だけでなく、港運事業者、施設所有者、あるいは、便宜的に設立されているだけのターミナル運営会社（便宜的ターミナル運営会社）であるケースも考えられる。便宜的ターミナル運営会社の場合、実質的には港湾運送事業者のみが責を負う、という議論になるのではないか。 ・上記のケースに限らず、民間同士の契約については力関係もあり、必要な契約の締結において議論が錯綜することも想定されるため、契約締結を証する書類については貴省から推奨ひな形を提示していただきたい。 	<p>「所有者との間において、一般港湾運送事業の適正かつ確実な遂行の確保に必要な措置を講ずるためのTOSの運用及び管理に関する契約を締結していることを証する書類」については、契約中に最低限盛り込んでいただく内容を、今後、本省令の施行日（令和6年3月31日）までにお示しさせていただく予定です。</p> <p>なお、TOSを使用した一般港湾運送事業の事業の遂行にあたっては、サイバーセキュリティ対策を含め、TOSが確実に稼働するために必要な措置を講ずることが不可欠です。このため、TOSの所有者が船社や便宜的なターミナル運営会社であり、港湾運送事業者が自らTOSを所有していない場合においても、TOSを使用している一般港湾運送事業者を通じて必要なサイバーセキュリティ対策を講じていただく必要があると考えております。</p>
<p>TOSセキュリティのヒヤリハット事例については、（匿名情報にした上で）貴省もしくは（サイバーセキュリティ基本法が定める、今後設置される方向の）港湾セプターから提供頂くのが良いのではないか。</p>	<p>関係者へのヒヤリハット事例の共有方法については今後検討させていただきます。</p>